

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
【関連所属】 文化スポーツ室 市民活動振興室 健康づくり推進課 保育課 施設給食課	総括意見	予防保全の考え方に基づく施設の日常管理について 屋上やベランダ、バルコニーの排水溝（ドレン）の清掃については定期的に実施し、まずは日常的にできる予防保全の考え方については適切に導入されたい。 今後も保有し続ける施設や市政運営において重要な施設、新規整備施設等、施設別の優先度を設定するとともに、設備や建物部材ごとに事後保全としても差し支えのないものを特定し、予防保全に係る優先度を設定し、重要な施設や設備、建物部材については予防保全への取組を実際に進められたい。（総括意見1）	屋上やドレン等についても定期的に清掃を行うこととし、その他の施設管理についても随時状況を確認し、必要な対策を講じます。
【関連所属】 資産管理課 市民活動振興室 保育課	総括意見	法定点検の発見事項への対応について 築年数や市民・職員の利用頻度などを検討のうえ、安全面には十分に配慮したうえで、引き続き対応方針を決定されたい。（総括意見2）	法定点検については、関係課と連携を取りながら適切に対応します。 また、法定点検の発見事項に係る課題については、迅速に改善に向けて取り組みます。
【関連所属】 資産管理課 施設給食課	総括意見	設計施工時における、保全しやすい施設の検討について 公共施設等は景観美としての役割も一定程度求められるが、今後、整備する施設については、設計段階において、保全しやすい設計であるかを十分に考慮することが望まれる。また、公共施設等の整備に際して策定される基本構想や基本計画の策定時において、保全しやすい施設の設計を担保できるよう、技術職員が設計・施工時に意見できるような体制の確保が望まれる。（総括意見3）	「建物維持管理マニュアル」を基本に施設の適切な維持管理に努めるとともに、施設の改修等においては、随時、技術職員とも連携を取りながら、対応します。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
【関連所属】 資産管理課 文化スポーツ室 市民活動振興室 健康づくり推進課 福祉総務課 障害福祉課 高齢介護室 環境事業課 都市三課 保育課 市民サービス部 （市民生活担当） 施設給食課 社会教育推進課 総合教育研修センター 中央図書館	総括意見	施設の劣化診断の必要性について 利用者の安全性確保のため、また施設の今後のあり方を検討するためには、建築から一定年数が経過した施設については、建物（躯体）の劣化診断を実施し、建築物が今後何年間使用できる見込みかについて個々に検討することが望ましい。（総括意見4）	建築基準法第12条に基づく定期報告（12条点検）の点検結果に基づき、必要な修繕等の対応を行っております。引き続き、12条点検の結果を踏まえ、建築部局とも相談しながら、適切な対応を行い、安全かつ適正な建物の維持管理に努めます。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
【関連所属】 資産管理課 文化スポーツ室 健康づくり推進課 都市三課 保育課 施設給食課 社会教育推進課 総合教育研修センター 中央図書館	総括意見	避難経路の確保や消防器具の管理について 災害時の安全確保や迅速な対応のため、避難経路の確保や消火器の使用に問題がないことを定期的に確認されたい。 （総括意見５）	消防法に基づく消防計画に定める建物の日常点検については、災害時における避難経路の確保・消防器具の確保などの重要性に鑑み、避難経路の確保・消防器具の管理を含め、徹底します。
【関連所属】 都市二課 施設給食課	総括意見	施設の将来計画について 必要に応じて計画を策定し、その際には市全体の施設計画と適時に整合を図るよう、資産活用課や財政課含めた他課とより一層の連携を図ることが望まれる。 義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点からは、教育委員会が主体的に検討すべき課題である。 市で培ってきた小中一貫教育の推進が根付いてきていることも踏まえ、教育委員会が首長部局と連携して、小中一貫教育の更なる充実を見据えた適正配置を検討し、全庁的な議論が行える素地を固めることが望まれる。その上で、今後必要な時期には、全庁的な会議体等において、まちづくりの観点も含めた小中学校の適正配置に関する方針を主体的に議論し、適正配置に向けた施策を実行していくことが望まれる。（総括意見６）	学校施設の多くが更新の時期を迎えていること、公共施設全体の床面積の約６割を占めることから、「公共施設適正化検討方針」及び「市民サービスのターミナル化推進計画」に基づき、公共施設全体の在り方を整理する中で、個々の施設の方向性や優先順位について、教育委員会での検討内容を踏まえつつ、まちづくりの観点も含めた、あらゆる世代への市民サービス向上に資する適正配置及び適正規模、財政負担の軽減・平準化の実現を目指し、全庁的な検討が必要であると認識しています。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
【関連所属】 契約課	総括意見	発注方法の選定について 中小企業・小規模事業者の受注機会確保に配慮しつつ、市職員の事務負担の軽減や効率的な事務執行を図るため、工事の金額や特定分野の割合についても検討したうえで、一括発注を積極的に活用し、効率的な事務執行を行うことが望まれる。（総括意見7）	発注方法については、「中小企業者の受注の確保に関する国等の契約の基本方針」、「市産業振興条例」等に基づき、市内事業者の受注機会が確保されるよう、分離・分割発注を推進しています。引き続き、分離・分割発注の推進を図る中、効率的な事務執行に努めてまいります。
資産管理課	結果	避難経路の確保について 施設所管課は、避難経路に避難の支障となる物件を放置することが災害時の避難経路の確保上重要な問題でありかつ消防法違反であることを改めて全庁に周知徹底し、避難経路に物件を放置してはならない旨全庁的なアナウンスが必要である。また仮に物件が放置された場合でも適時に撤去等の対応をとることができるよう、適宜巡回点検等を行う必要がある。（結果1）	・避難経路に物件を放置してはならない旨、改めて全庁的に文書にて周知を行います。 ・本庁舎においては、消防法に基づく消防計画に定める建物の日常点検について、防火管理者（資産管理課長）は防火担当責任者（各階ごと）、火元責任者（区域ごと）による巡回、点検の結果を月1回確認します。
文化スポーツ室	結果	備品の管理について 池の里市民交流センターで近年取得された備品について、物品管理簿に記載されておらず、管理が不十分な状況であった。30,000円以上の物品を取得した場合は、寝屋川市物品会計規則第19条に基づいて、物品管理簿に記載し、適切に管理すべきである。（結果2）	備品の登録については、現在の財務会計システム上、予算計上し、執行された所属の物品管理簿に登録されることとなっています。本件については、文化スポーツ室が予算計上し購入しているため、文化スポーツ室の物品管理簿に備品登録をしています。なお、文化スポーツ室では、どこの施設で備品を使用しているのか分かるように、所在場所の欄に施設名を入力して適正に管理しています。引き続き、備品の適正な管理に努めます。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
市民活動振興室	結果	行政財産使用許可申請書の提出について 市民会館においては、外部の民間団体が執務室及び倉庫の一部を使用しているが、倉庫の使用に係る行政財産使用許可申請書の提出がなかった。 そのため、寝屋川市公有財産規則に則り倉庫の使用についても行政財産使用許可申請書の提出を受ける必要がある。（結果3）	当該物品を確認したところ、不要なものであったことから、速やかに物品を撤去し、占有している状態を是正しました。
市民活動振興室	結果	法定点検の発見事項への対応について 指摘事項への対応とともに低濃度PCB の廃棄計画、及び必要な場合は微量PCBを含む設備の更新計画を具体的に策定する必要がある。（結果4）	・当該指摘事項については、令和6年10月に対応を完了しています。 ・低濃度P C Bについては、令和9年3月末までの処分期限を遵守するために、処分までのスケジュールを作成し、進捗管理を徹底します。
市民活動振興室	結果	行政財産使用許可申請書、及び行政財産使用料減額免除申請書の申請誤りについて 東コミュニティセンターにおいては、外部の民間団体が執務室及び倉庫の一部を使用しているが、行政財産使用許可申請書に記載されている倉庫が1棟であったのに対し、実際は複数棟の使用があった。 そのため、行政財産使用許可申請書、及び行政財産使用料減額免除申請書の申請内容を実際の使用状況へ改める必要がある。（結果5）	令和6年10月に現地確認を行い、3棟の使用が認められたため、12月に許可申請書及び免除申請書の再提出を受け、使用許可を行いました。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
市民活動振興室	結果	施設利用の条件について 各コミュニティセンターでは、災害等に備え市民の中でも近隣住民への連帯感を強める目的のために、利用団体を、所属する半数以上が各コミュニティセンターに属する区域の住人である団体に限定し、そのほかの団体については利用を認めていないということである。 しかし、条例ではそのような規定はないため、条例に規定された設置目的の趣旨に即するとともに、稼働率の向上など施設を有効活用するために、各区域のみの利用とするのではなく、他の地域住民も柔軟に利用できるよう、利用要件の緩和などを検討する必要がある。（結果6）	今後のコミュニティセンターの在り方に関わる問題であることから、コミュニティセンターの設置趣旨等を踏まえ、指定管理者が行う事務・事業をより明確に整理するとともに、必要な例規の改正について検討します。
市民活動振興室	結果	条例に規定されていない利用料金の収受について 東コミュニティセンターの利用料金は、寝屋川市立コミュニティセンター条例第7条にて「センターの使用に係る料金は、無料とする」と規定されている。 しかし、東コミュニティセンター利用登録団体から協力金という名目で条例に規定されていない料金を徴収している。これは、事業計画書において開催を予定している事業に活用するために、上記登録団体に協力を依頼し徴収しているものであるが、東コミュニティセンターの施設の利用の都度、一定の金額を徴収しているものであり、施設の利用料金と位置付けることが適当であると考えられる。そのため、上記協力金は実質施設の利用料金として、当該料金を徴収するためには、寝屋川市立コミュニティセンター条例に規定の上収受するよう見直しを行う必要がある。（結果7）	今後のコミュニティセンターの在り方に関わる問題であることから、コミュニティセンターの設置趣旨等を踏まえ、指定管理者が行う事務・事業をより明確に整理するとともに、必要な例規の改正について検討します。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
市民活動振興室	結果	指定管理業務と自主事業の整理について どの業務が自主事業として取り扱われているのかが不明な状況であった。 指定管理者である東コミュニティセンター運営委員会が実施している業務や事業を洗い出し、どの業務が指定管理業務であるか、どの業務が自主事業であるかを整理する必要がある。（結果8）	今後のコミュニティセンターの在り方に関わる問題であることから、コミュニティセンターの設置趣旨等を踏まえ、指定管理者が行う事務・事業をより明確に整理するとともに、必要な例規の改正について検討します。
市民活動振興室	結果	会計区分の整理、及び事業計画及び実績報告の提出対象について 一般会計、特別会計、雑収入（その他）会計について、指定管理業務、及び自主事業を管理する会計区分へと整理し、各会計区分への収入、経費等の計上、または按分基準を明確にした上で、指定管理業務、及び自主事業ともに事業計画書、及び決算書を含む実績報告書の提出を求める必要がある。（結果9）	今後のコミュニティセンターの在り方に関わる問題であることから、コミュニティセンターの設置趣旨等を踏まえ、指定管理者が行う事務・事業をより明確に整理するとともに、必要な例規の改正について検討します。
市民活動振興室	結果	自動販売機の取扱いについて 自動販売機の設置を指定管理者の自主事業とする場合には、市所管課と協議の上、使用許可申請書を提出させ、使用料を徴収の上、自主事業として事業計画書、及び実績報告の対象とする必要がある。（結果10）	自動販売機の設置手続について、他の公の施設における手続との整合性を図り、設置事業者から市に対して、行政財産使用許可に基づく使用料を納入させる対応としました。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
市民活動振興室	結果	簡易点検の未実施について 平成27年に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下、「フロン排出抑制法」という。）により義務付けられている点検の実施状況について確認したところ、東コミュニティセンターに点検対象となる業務用空調機器があるとのことであったが、令和5年度までに点検した実績がなかった。 適正に簡易点検を実施する必要がある。（結果11）	簡易点検記録簿を作成するよう指定管理者に指導し、改善しました。今後は、定期的に記録簿の提出を受ける対応とします。
健康づくり推進課	結果	行政財産使用許可申請書、及び行政財産使用料減額免除申請書の提出漏れについて 外部の複数団体が執務室及び倉庫の一部を使用しているが、倉庫の使用に係る行政財産使用許可申請書、及び行政財産使用料減額免除申請書の提出がなかった。 そのため、寝屋川市公有財産規則に則り倉庫の使用についても行政財産使用許可申請書、及び行政財産使用料減額免除申請書の提出を受ける必要がある。（結果12）	令和7年度の行政財産使用許可手続において倉庫部分も併せて手続が完了しています。今後におきましても、双方で確認を行い、適切に対応します。
健康づくり推進課	結果	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果への対応について 法定点検である消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書で、防火扉の閉鎖の障害となる物品が放置されており移動するよう指摘を受けていたが、施設視察時に改善されていなかった。 そのため、防火扉の閉鎖に支障がないように物品を移動する等の対応を講じる必要がある。（結果13）	・包括外部監査の指摘後、再度所管課に対して、防火扉前に物品を置くことは違法行為であることを改めて説明し、課内でその内容を周知すること及び物品の移動を依頼し移動しました。 ・施設の総合管理を委託している委託先に、日々の巡回時にも確認を行うように依頼しました。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
高齢介護室	結果	西高齢者福祉センターの開館時間及び温水プールの使用時間について ホームページ、運営の実態、及び条例や条例施行規則間で不整合が生じている。 そのため条例、及び条例施行規則に従った開館時間とするか、条例、及び条例施行規則を改正する必要がある。（結果14）	温水プール利用者の更衣室からの退出を午後5時30分までとすることで、条例施行規則と運営との不整合を解消しました。
高齢介護室	結果	自主事業の収益の帰属先について 自主事業に係る収益について市長との協議や承認がないまま現在まで指定管理者に帰属している。 そのため、自主事業にかかる収益の帰属について、毎年度協議の上市長の承認を受ける必要がある。（結果15）	毎年度終了後、事業報告書等で、自主事業の実施により、収益が生じていることを確認した場合は、当該収益の帰属について指定管理者と協議の上、決定します。
保育課	結果	安全点検表の作成不備について 安全点検の実施状況について適切に管理するため、安全点検表について適切に作成する必要がある。（結果16）	今まで、実施時期や報告方法を明確に定めていませんでしたが、次のように実施時期や確認方法を明確にすることで、毎月のルーティン業務として実施し、記入漏れ、チェック漏れがないようにします。 ①クラスの担任は毎月15日までに行います。 ②施設担当者は、毎月、20日までに内容を確認します。 ③所長は、毎月、25日までに内容を確認します。 ④所長は、毎月月末までに保育課長に確認内容を報告し、保育課長は報告の有無、内容について管理します。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
保育課	結果	法定点検の未実施について 平成27 年に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下、「フロン排出抑制法」という。）により義務付けられている点検の実施状況について確認したところ、たんぽぽ保育所では、遊戯室に点検対象となる業務用空調機器があるとのことであったが、令和5年度までに点検した実績がなかった。 適正に法定点検を実施する必要がある。（結果17）	・フロン排出抑制法の内容を確認し、全ての公立施設のエアコンの状況を確認し、点検対象となるものがたんぽぽ保育所（遊戯室）の空調機のみであり、他の施設は対象外であることを確認しました。 ・事業者による点検を実施し、異常がないことを確認しています。 ・今後、再発防止として、以下の取り組みます。 ① 年1回、次年度の予算計上時期に、施設管理を行う資産管理課、建築物の法規制を担当する審査指導課等に法規制の変更がないかの確認をします。 ② 今回のフロンガスの点検については、3年に1回であり、予算計上を失念しないよう、予算時に必ず予算・決算貼り紙に、「3年に1回実施が必要なこと」「実施年度」を記載します。 ③ たんぽぽ保育所においても、修繕計画に記載し、予算計上を失念することないよう対策を行います。 ④ エアコンの室外機について、日常の簡易点検を職員で3か月に1回実施します。
市民サービス部 市民生活担当	結果	第1 会堂の時間外利用に関する市長承認の取得漏れについて 条例に従い、指定管理者からの申請に基づく時間外利用に関する市長承認を取得すべきである。 時間外利用に関する事前の市長承認を得ることが実務的に難しいようであれば、条例を改正し通夜式を想定した開館時間の設定に見直すことを検討することが望まれる。（結果18）	時間外の利用を行う場合は、あらかじめ、市に申請するよう指定管理者に対し指示しました。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
資産管理課	意見	ドレン（排水溝）が容易に清掃できる設計への配慮について 屋上の清掃は、「施設管理者のための建物維持管理マニュアル」にも記載がある重要なメンテナンス項目であり、ドレン（排水溝）のつまりは雨漏りの原因になることもあるため、今後は定期的に清掃することが望ましい。 今後、設計する公共施設等については、屋上やベランダ、バルコニー等のドレン（排水溝）は容易に清掃できるように出入りの導線についても配慮されることが望ましい。 （意見１）	・「建物維持管理マニュアル」を基本に施設の維持管理に努め、定期的に屋上やドレンの清掃を行います。 ・今後、設計する公共施設等については、屋上、ベランダ、バルコニー等のドレン（排水溝）は容易に清掃できるよう庁舎改修の設計段階から検討します。
資産管理課	意見	雨漏りへの対応について 雨漏りについては、予算や他の修繕等との優先順位付けという課題はあるものの、都度防水シートの張替等の修繕対応を行うことが望ましい。 例えば、定期的な職員等の巡回をし、チェック事項を記録に残すことなど、タイル落下による事故等を未然に防ぐための取組みについても検討されたい。（意見２）	本庁舎の改修に合わせて防水シートの修繕等を実施していくとともに、定期的な巡回等を行います。
資産管理課	意見	法定点検の発見事項への対応について 本来、法定点検における不備はすみやかに対応することが必要である。限りある予算を執行して修繕を行う以上、対応に優先順位をつけることはやむを得ないが、市役所は築60年を超える建築物であり、築年数が新しい建物に比べて、順位付けの際に安全面には十分に配慮する必要がある。（意見３）	クラックや防水シートの不備については大がかりな改修が必要となることから、本庁舎の改修の設計段階で内容を明確にしていく中で解消することができるよう検討します。
資産管理課	意見	消防器具の点検結果表示について 全ての点検済票を消防器具本体に貼付することについて検討されたい。（意見４）	令和７年５月に、全ての点検済票を消防器具本体へ貼付を行いました。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
文化スポーツ室	意見	施設内保管物品の情報共有について 所管課が保管物品の管理状況を把握できるよう、指定管理者等からの報告を徹底させ、適時に情報共有を図ることが望まれる。（意見5）	指定管理者による定期的な巡回を行い、不要物品等があれば所管課に適時報告を行わせるように施設内保管物品について情報共有を図るよう改善しました。
文化スポーツ室	意見	防火扉の適切な運用について アルカスホール（地域交流センター）では、現地視察の際、機材室の入口において「常閉式」の防火扉が設置されていたが、当該防火扉は常時開放されており、閉じられていない状況であった。 災害時に適切に機能するように、平時から常時開放せずに適切な運用を徹底することが望まれる。（意見6）	災害時に適切に機能するように、指摘を受けた日から防火扉を常時開放しないよう対策を講じました。
文化スポーツ室	意見	ドレン（排水溝）の清掃について 屋上の清掃は、「施設管理者のための建物維持管理マニュアル」にも記載がある重要なメンテナンス項目でもあることから、定期的にドレンを清掃されたい。（意見7）	令和7年度から定期的な清掃を実施しています。
文化スポーツ室	意見	ホールの電灯切れについて 市全体として優先順位をつけたうえで交換対応を実施するかどうかについて検討することが望ましい。（意見8）	ホール天井部の電灯交換は専門業者による高所作業が必要となることから、引き続き、優先順位を踏まえ、適切に対応します。
文化スポーツ室	意見	排煙窓の開閉について 現地視察の際、階段部分の排煙窓について、3か所中1か所が開かない状況であった。 市全体として優先順位をつけたうえで交換対応を実施するかどうかについて検討することが望まれる。（意見9）	令和6年12月に修繕を行いました。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
文化スポーツ室	意見	指定管理者との修繕費用の負担について 施設等の日常の修理・修繕費用については、基本的に指定管理者の負担とされており、積極的に修繕を実施すると指定管理者の負担が重くなるため、特に金額の大きな修繕については先送りにされやすい取り決めとなっている。 指定管理者との協定書において、日常修繕の費用負担について金額基準を定めることを検討することが望まれる。 (意見10)	施設の修繕については、指定管理者と協議した上で、今後適切に対応します。
文化スポーツ室	意見	使用料の見直しについて 市民体育館の使用料については、開館以来、一度も見直されていない。 実情に応じて、体育館施設の使用料の見直しについて検討することが望まれる。(意見11)	利用料については、今後の施設の状況及び市民負担のバランス等を考慮し、他の施設の状況も注視する中で慎重に検討すべきものと考えています。
文化スポーツ室	意見	備品の管理について 市が保有する備品については管理台帳を用いて適切に管理できていたが、指定管理者が購入した備品の一部について、備品台帳を用いた適切な管理ができていないものが発見された。指定管理者が購入した備品についても、市の管理台帳に準じた台帳を用いるなどして適切に管理することが望ましい。(意見12)	指定管理者が購入した備品について、市の管理台帳に準じて台帳を作成するよう指示しました。
文化スポーツ室	意見	屋上のメンテナンスの徹底（ドレン（排水口）の清掃、不要物の廃棄等）について 適時にドレンを清掃されたい。 また、不要と思われる物品（放置された水槽、バケツ、空き容器など）が放置されていたため、屋上点検を定期的実施し、見回りを強化する等により、不要物の早期発見、早期撤去が望ましい。(意見13)	清掃業務委託の仕様に屋上及びドレンを含めるよう対応しました。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
文化スポーツ室	意見	日常の施設管理について 施設の維持管理における日常点検に当たっては、資産活用課が配布しているマニュアルや付属されている日常点検チェックリスト等を活用し、頻度を定めた上で適切に実施することが望まれる。（意見14）	資産管理課のマニュアルを活用し、ドレン等についても定期的に職員による点検を行っています。
市民活動振興室	意見	雨漏りへの対応について 市民会館の運営継続、及び更なるコストの負担の発生を回避するために早急に雨漏りの原因を把握し、対策を講じられたい。（意見15）	雨漏りについては、令和7年6月に防水修繕を行い、改善を図りました。
市民活動振興室	意見	不要物及び保存年限の記載のない文書について 効果的・効率的な公共施設の利活用のために、保存年限の記載のない文書については保存年限を確認した上で、不要物について適宜廃棄を行うことが望まれる。（意見16）	保存年限を過ぎた書類については、全て廃棄処分しました。今後、適宜廃棄処分を行います。
市民活動振興室	意見	使用料の見直し、及び駐車場の使用料設定について 市民会館の利用料金は、平成18年以降見直しが行われていない。 また市民会館には駐車場が併設されているが、駐車場の利用料金は条例に規定されておらず、現在無料で利用されている。 そのため、駐車場利用料金も含めて市民会館の利用料金について定期的に見直しを行うことが望まれる。（意見17）	利用料については、今後の施設の状況及び市民負担のバランス等を考慮し、他の施設の状況も注視する中で慎重に検討すべきものと考えています。
市民活動振興室	意見	法定点検以外の不備や軽微な不備への対応について 予算に限りがあり、特に舞台照明設備の更新等は高額になることが想定されるが、順次更新や修繕等の対応を講じることが望まれる。（意見18）	定期的に施設の点検を行い、修繕が必要な場合は、優先順位を付け、順次、修繕を行います。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
市民活動振興室	意見	雨どいの管理について 雨どいの破損は雨漏りの原因ともなることから、業務委託等により定期的に清掃業務を行うことが望まれる。また、施設の建替え時には保守点検の実施可能性を勘案した設計とすることについて検討されたい。（意見19）	必要に応じて業者に委託するなど、必要な手立てを講じます。また、施設の改修等の際には、保守点検の実施可能性を勘案した設計とします。
市民活動振興室	意見	ドレン（排水溝）の清掃について ドレンは、水はけによって雨漏り等を防ぎ、ひいては躯体の鉄筋の錆を防ぎ、施設の長寿命化の基礎となる重要な点検事項であるため、適時にドレンの清掃をされたい。（意見20）	指定管理者による定期的な清掃を実施します。
市民活動振興室	意見	分電盤の施錠について 施設へは不特定多数の人が出入り可能であることから、悪意をもったものによる操作を防ぐため、分電盤への施錠について検討されたい。（意見21）	令和6年11月から施錠するようにしました。
市民活動振興室	意見	東コミセンまつりに係る費用について 指定管理者が負担しているコミセンまつりに係る費用の詳細を確認し、各団体等が負担すべき費用が含まれていないことを確認するとともに、他のイベントや講習会等についても、指定管理者以外の団体で収入が発生する一方で、指定管理者が費用を負担している業務がないかを確認することが望まれる。 また、東コミセンまつりや設営された会場を使用することにより他の団体が収入を得るような事業を指定管理業務とする場合には、受益者負担の原則に則り、使用者から会場使用料等を徴収することを検討することが望まれる。（意見22）	コミセンまつりについては、模擬店出店団体自らが出店するもので、指定管理者の支出は伴わないことを確認しています。また、模擬店の収入については、材料費等の実費等に活用されていることを確認しています。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
健康づくり推進課	意見	雨漏り及び天井の剥離について 市全体として優先順位を付けた上で施設の改修を進めることが望まれる。（意見23）	現在、建物外壁の防水工事のための概算見積を徴取しているところであり、概算工事費等が分かり次第、関係課と協議し、補修に向けた検討を行います。
健康づくり推進課	意見	タイルの亀裂について 利用者の安全を確保するとともに、早急に他のタイルの状況を確認の上、修繕等の対応を講じられたい。（意見24）	令和6年度中にタイルを修繕し、復旧しました。
健康づくり推進課	意見	ドレン（排水溝）の清掃について 屋上において、ドレン（排水溝）にコケやゴミがたまっているなど、清掃が不十分な個所が見受けられた。 適時にドレンの清掃をされたい。（意見25）	・令和6年9月にドレンの清掃を行いました。 ・従前ドレンの清掃は年1回程度行っていましたが、設備の日常点検時にチェックし、ドレンに砂・ゴミが溜まってきた場合には、適宜清掃することにしました。
健康づくり推進課	意見	鳩の駆除について 屋上を清掃するとともに、鳩の駆除対策を講じられたい。（意見26）	屋上にネットを設置するなど、鳩よけの対策を検討します。
障害福祉課	意見	排煙窓の適切な管理について 災害時に適切に運用できるように、障害物については除去するとともに、担当者間で排煙窓の役割と操作方法について周知することが望まれる。（意見27）	令和6年9月に、設備関係業者と共に施設内全ての排煙窓について開閉方法の確認を行い、併せてスムーズに開閉できない箇所に注油するなどの対応を行いました。その際、各部屋の担当職員に同席させ、開閉方法について周知を行いました。さらに、今後、防災訓練の際に、課内の全職員を対象に排煙窓の開閉操作方法について周知します。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
障害福祉課	意見	屋上窓の開閉について 建物屋上の施設巡回を実施した際、屋上部分の窓について、完全に閉じることが出来ない状況となっていた。利用者、職員の安全を確保するためにも早急に状況を確認の上、修繕等の対応を講じられたい。（意見28）	令和6年9月に設備関係業者と共に屋上窓を点検して、窓の開閉の妨げとなっていた異物を除去したことから、現在は完全に閉じることができる状態になっています。
障害福祉課	意見	空調配管の水漏れへの対応について 空調からの水漏れが発見された。空調の水漏れ発生箇所をビニールで覆って漏水を受けている状況であった。ビニールの交換を失念すること等があれば、下に水が流れてしまうため、現状の対応は抜本的な解決とはいえない。したがって、市全体として優先順位をつけた上で、当該空調設備の修繕に努めることが望ましい。（意見29）	空調からの水漏れについては、数年前の事象であり、近年は発生していなかったため、ビニールを撤去しています。現在も、漏水は発生していないため、点検等により現状に応じて適切な対応をしています。
高齢介護室	意見	高齢者福祉センターの利用料金について 西高齢者福祉センターの利用料金は、寝屋川市立高齢者福祉センター条例第8条にて「センターの使用に係る料金は、無料とする」と規定されている。しかし、「寝屋川市立西高齢者福祉センター指定管理者協定書」第7条において、空調設備の利用に係る電気代等の実費については市長の承認を得た場合下記の収入を自らの収入として収受することができるとされている。そのため、施設の利用料金について「寝屋川市立高齢者福祉センター条例」の改正の必要性、または「寝屋川市立西高齢者福祉センター指定管理者協定書」から空調設備の利用に係る収入が可能な旨の削除について所管課で改めて協議することが望まれる。（意見30）	指定管理者から空調設備の利用に係る電気代等の実費を、自らの収入として収受することについて、現時点まで承認の申請はなく、今後も必要はないことを確認したことから、協定書の当該規定を削除します。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
高齢介護室	意見	指定管理者の実績報告の確認について 各事業ごとに発生する支出の内容及び金額の妥当性の検証は行われておらず、各事業共通で発生する支出の按分割合については、光熱水費のみ「寝屋川市立西高齢者福祉センター管理運営委託仕様書」にて取り決めがあるものの、他の支出の按分割合の検証は行われていない。 各事業に係る支出の内容及び按分割合等の検証を行うことが望まれる。（意見31）	数字の根拠となる資料の提出を受け、各事業共通で発生する支出の内容及び按分割合について、適切に検証します。
環境事業課	意見	計画策定時における他課とのより一層の連携について 当該計画は環境事業課単独で計画策定される予定となっているが、焼却施設、破碎施設を同時に更新する場合には、多額の費用を必要とすることから、市全体の施設計画にも影響を及ぼすことが想定される。このため、市全体の施設計画と適時に整合を図るよう、資産活用課や財政課とより一層の連携を図ることが望まれる。（意見32）	令和6年度から当該施設等に係る修繕等に多額の費用を要し、また、令和30年度頃予定の当該施設等の更新の際は多額の費用が必要となることから、「（仮称）長寿命化計画」を策定する中で他部署（経営企画部、財務部）と一層の連携を図ります。
都市三課	意見	残置物の処分について 明和住宅は、将来的な建て替えも予定されているため、早期に処分または撤去の手続きを進めることが望まれる。法務担当と協議の上、所有権侵害に当たらないよう必要に応じた法的措置をとることを含めて、しかるべき手続きを進めることが望まれる。（意見33）	・所有者を特定し処分するよう指導を行います。 ・所有者側で処分が困難な場合は、必要に応じて法的措置を含め適切に対応します。
都市三課	意見	消火器の配置について 入居者と協議のうえ、消火器は迅速に利用できるような箇所に設置することを徹底することが望まれる。（意見34）	・入居者に消火器が迅速に使用できるよう周辺に所有物を置かないよう伝えました。 ・巡回等を行い適切な状態にあることを確認する体制を構築します。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
都市三課	意見	明和温泉の今後のあり方について 明和温泉施設の老朽化の状況を踏まえ、利用者等の安全性確保の観点及び施設としての必要性の観点から、廃止を含めた今後の施設のあり方の方向性について、早急に検討を進めることが望まれる。また、仮に、明和温泉の建替等により施設を存続させるのであれば、明和住宅解体後の明和温泉の施設としての目的や役割といった点から、地方自治法上の「公の施設」に該当するか否かという点についても慎重に検討することが望まれる。（意見35）	施設の老朽化や目的、役割など様々な観点から、今後の施設の在り方について慎重に検討を行っています。
保育課	意見	避難経路及び消火器の利便性の確保について 避難口を塞ぐ形で備品等を置かないとともに、消火器は迅速に利用できるような箇所に設置することを徹底することが望まれる。（意見36）	・階段を塞がない雨どいにカーテンの設置個所を変更しました。 ・不要な期限切れの消火器を撤去しました。 ・倉庫内を片付け、消火器の設置場所を取りやすい位置に変更し、その前に物を置かないように掲示を行いました。
保育課	意見	ドレン（排水溝）の清掃について 屋上の清掃は、「施設管理者のための建物維持管理マニュアル」にも記載がある重要なメンテナンス項目であり、ドレン（排水溝）のつまりは雨漏りの原因になることもあるため、定期的にドレン（排水溝）を清掃することで建物の劣化を防ぐことが望まれる。（意見37）	・清掃が定期的に行えるよう、施設環境の年間計画に清掃を年1回から年3回に増やすことを記載しました。 ・保育所周辺の樹木の枝を剪定し、屋根に葉、枝等がたまりにくいように改善しました。
保育課	意見	樹木の越境について 隣地の所有者と協議し、越境している樹木を適切に処理することで、園児の安全性を確保することが望まれる。（意見38）	・隣地所有者は当市（他課）であることから、境界を確認し、適切に伐採しました。 ・保育所敷地内の倉庫裏大木は、伐採が困難であるため、枝の剪定を行い対応しました。

担当課	区 分	監査の結果又は意見	措置の内容等
保育課	意見	保育所内における園児の安全性の確保について 児童の安全性を確保出来るように、これらの安全上の課題について、適切に対応することが望まれる。（意見39）	・故障しているトイレの洋式化、配管の水漏れ、トイレの壁の修繕を令和7年度中に実施します。 ・突っ張り棒を撤去し、簡易な鍵を取り付け、子どもが指等を挟むことのないように対応しました。
保育課	意見	長寿命化・改築計画の策定について 大規模修繕や建替更新の時期、金額を把握し、計画的に実施することで、限られた予算の中で持続的に安全な保育環境を維持するため、建築営繕課等の他課と連携のうえ、長寿命化・改築計画を策定することが望まれる。（意見40）	今後「寝屋川市における幼稚園・保育所の在り方について」や、寝屋川公園駅周辺の開発を考慮しつつ、施設を維持するために必要な修繕を行います。
市民サービス部 市民生活担当	意見	公園墓地の指定管理者候補者指定に関する条例の見直しについて 市はシルバー人材センター以外の事業者も含めて公平な判断のもと指定管理者を選択できるよう、条例第6条のシルバー人材センターを指定管理者の候補者として指定する旨の条文を削除する形で条例を見直すことが望まれる。（意見41）	・当施設の設置目的、管理におけるこれまでの経緯、施設の特異性、立地条件等を踏まえ、その目的に適合する活動の促進その他一定の行政目的の実現を効果的かつ効率的に達成するため、公平な判断により、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、高齢者の雇用確保等の観点から地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において随意契約の相手方とすることができる「公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター」を、市議会の議決を経て指定管理者の候補者として選定しており、現時点の状況等から、条例の改正は考えておりません。 ・施設の適正な管理運営、委託料の適正化については、指定管理の実績評価を行う中で、適宜検証します。
市民サービス部 市民生活担当	意見	公園墓地利用者からの意見収集について 利用者アンケート等の実施により、公園墓地利用者の利用状況や改善点を把握できる仕組みを構築することが望まれる。（意見42）	アンケートの実施の必要性等について、指定管理者と協議を行っています。